

## (工事書類の簡素化)

## 茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第1編共通編 第1章 総則 1-1-5 工事カルテ作成、登録	<p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督員に<u>提示</u>しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p>	<p>工事書類の簡素化により、「提出」から「提示」とする。</p>
第1編共通編 第1章 総則 1-1-26 工事中の安全確保	<p>10. 請負人は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>10. 請負人は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに<u>提示</u>するものとする。</p>	<p>工事書類の簡素化により、「提出」から「提示」とする。</p>
第1編共通編 第1章 総則 1-1-27 爆発及び火災の防止	<p>1. 請負人は、火薬類の使用等については、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負人は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1. 請負人は、火薬類の使用等については、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負人は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督員に<u>提示</u>しなければならない。</p>	<p>工事書類の簡素化により、「提出」から「提示」とする。</p>

## (技術基準類の改定)

## 茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
<p>第3編共通編 2-3-15 工場 塗装工</p> <p>第4編河川編 4-8-2 現場塗装工</p>	<p>4. 請負人は新橋, 鋼製ダム<sup>の</sup>素地調整にあたっては, 第1種ケレンを行わなければならない。</p> <p>4. 請負人は, 塗装作業にハケを用いなければならない。なお, ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は, 設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 請負人は, 被塗物の表面を塗装に先立ち, さび落とし清掃を行わなければならない。なお, 素地調整は, 3種ケレンとし, 素地調整のグレードは SIS 規格で S t 3 以上とするものとする。</p> <p>8. 請負人は, 海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は, 塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果が NaCl 100mg/m<sup>2</sup> 以上となった場合は, 設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p> <p>15. 請負人は, コンクリートの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。</p>	<p>4. 請負人は新橋, 鋼製ダム<sup>の</sup>素地調整にあたっては, <u>素地調整程度1種</u>を行わなければならない。</p> <p>4. 請負人は, 塗装作業に<u>エアスプレー</u>, はけ, <u>ローラーブラシ</u>を用いなければならない。<u>また, 塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。</u></p> <p>5. 請負人は, <u>現場塗装の前にジंकリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。</u></p> <p>8. 請負人は, 海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は, 塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果が NaCl <u>50mg/m<sup>2</sup></u> 以上となった場合は, 設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p> <p>15. 請負人は, コンクリートの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。<u>また, 箱桁上フランジなどのコンクリート接触部は, さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイントを 30μm 塗布するものとする。</u></p>	<p>「鋼道路橋塗装・防食便覧」の改定による</p>



(新規追加工種)

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第8編道路編 4-7-3 5-4-10 落橋防止装置工	1. 請負人は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	〔追加〕 1. 請負人は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。  2. 請負人は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。  3. 請負人は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。  4. 請負人は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ、径、材質について全数確認し、確認資料及び実施状況については、写真・ネガフィルム等を監督員へ提出するものとする。  5. 請負人は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	新規工種の追加

(新規追加工種)

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第8編道路編 13-4-11 グルーピング 工		<p>(追加)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 請負人は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議することとする。</li><li>2. 請負人は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。</li><li>3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。</li><li>4. 請負人は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督員と協議しなければならない。</li><li>5. 請負人は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</li></ol>	新規工種の追加

(新規追加工種)

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第8編道路編 2-3-8-2 歩道用透水性 舗装工		<p>2-3-8-2 歩道用透水性舗装工</p> <p>1. 歩道等に用いられる透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章の9-3-2透水性機能を有する舗装、透水性舗装ガイドブック2007 4.5.1アスファルト系混合物、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p>2. 歩道用透水性舗装用混合物の配合は表2-14を標準とし、表2-15に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、透水性混合物の配合設計は、舗装施工便覧6-3加熱アスファルト混合物の配合設計に従い最適アスファルト量を設定後、マーシャル安定度試験、透水性試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p>	透水性アスファルト工について歩道用を追加した。

表 2-14 歩道用透水性混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒度範囲
百分率 通過質量 %	19.0mm	100
	13.2mm	95~100
	4.75mm	20~36
	2.36mm	12~25
	300 $\mu$ m	5~13
	75 $\mu$ m	3~6
アスファルト量 (%)		4.0~5.0

注：上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。

表 2-15 歩道用透水性混合物の目標値

密度 (g/cm <sup>3</sup> )	1.95 以上
空隙率 (%)	12 以上
透水係数 (cm/s)	1×10 <sup>-2</sup> 以上
安定度 (kN)	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	20~40

注) 本混合物を駐車場等の車輛の乗り入れ部に使用するには、耐久性の検討を行うこと。





(その他)

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第1編 共通編 第1章 総則 1-1-34 諸法令の遵守	1. 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	1. 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。  追加 (82) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）  追加 (83) 警備業法（昭和47年法律第117号）  追加 (84) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）	関係法令の追加  関係法令の追加  関係法令の追加

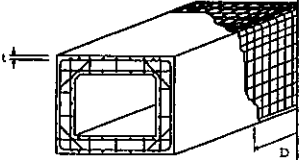
(その他)

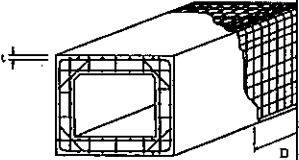
茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

項目	現行	改定	改定理由
第1編共通編 第1章 総則 1-1-41 臨機の措置	1. 請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負人は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。 2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	1. 請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負人は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。 2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、 <u>津波</u> 、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	想定される災害の追加
第1編共通編 第2章 土工 第2節適用すべき諸基準	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成6年7月）	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成16年9月） （追加） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成18年6月） 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）	「建設汚泥処理土利用基準」が策定されたことによる追加
第3編共通編 第2章 一般施工 第2節適用すべき諸基準	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成4年10月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	「杭基礎施工便覧」の改正による変更

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

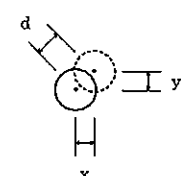
現 行

1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	3	鉄筋の組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D : 本間の長さ n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）参照</p> <p>※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p>	
					かぶり i	±φかつ 最小かぶり 以内		

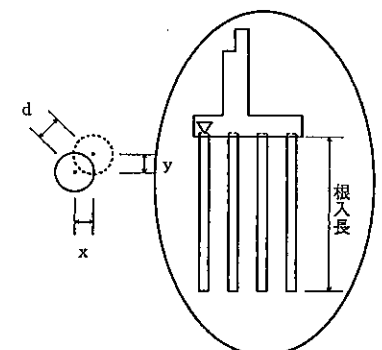
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	3	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D : <u>n</u>本間の延長 n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）参照</p> <p>※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p>	
					かぶり <u>t</u>	±φかつ 最小かぶり 以上		

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

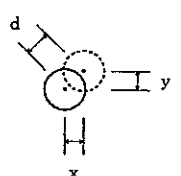
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
					根 入 長	設計値以上		
					偏 心 量 d	D/4以 内かつ 100以内		

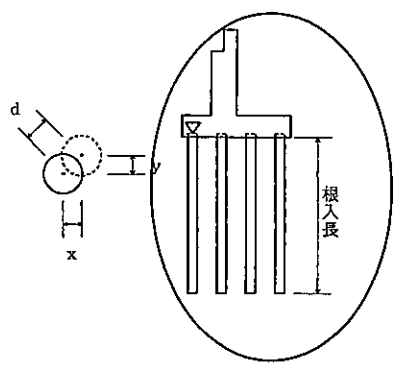
改 定

3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
					根 入 長	設計値以上		
					偏 心 量 d	D/4以 内かつ 100以内		

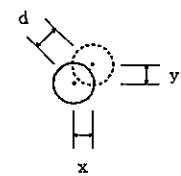
(施工性等の考慮)

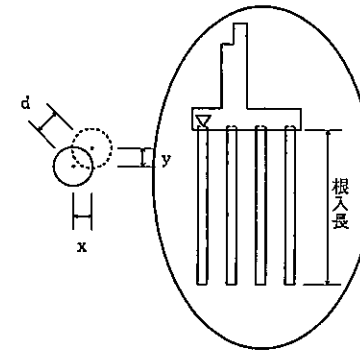
茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

						現 行		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5	場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
					根 入 長	設計値以上		
					偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内		
					杭 径	設計径 (公称径) 以上		

						改 定		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5	場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
					根 入 長	設計値以上		
					偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内		
					杭 径	設計径 (公称径 -30) 以上		

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6	深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
					根 入 長	設計値以上		
					偏 心 量 d	150 以内		

改 定								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6	深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
					根 入 長	設計値以上		
					偏 心 量 d	150 以内		

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

岸河 2 土川 2 工・ 海	材料	必須	土の締固め 試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	飽和度で管理する場合は省略することができる。
			土粒子の密 度試験 (粘性土)	JIS A 1202			

改 定

岸河 2 土川 2 工・ 海	材料	必須	土の締固め 試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	飽和度で管理する場合は省略することができる。
			土粒子の密 度試験 (粘性土)	JIS A 1202			

現 行

砂 2 防 3 土 工	材料	必須	土の締固め 試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	飽和度で管理する場合は省略することができる。
			土粒子の密 度試験 (粘性土)	JIS A 1202			

改 定

砂 2 防 3 土 工	材料	必須	土の締固め 試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	飽和度で管理する場合は省略することができる。
			土粒子の密 度試験 (粘性土)	JIS A 1202			

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

2 4 道 路 土 工	材料	必須	土の締固め 試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が 岩砕の場合は除く)。	飽和度で管理する場合は省略することができ る。
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	
			土粒子の密 度試験 (粘性土)	JIS A 1202			

改 定

2 4 道 路 土 工	材料	必須	土の締固め 試験	JIS A 1210	設計図書に よる。	当初及び土質の変化した時(材料が 岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。	飽和度で管理する場合は省略することができ る。
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書に よる。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	
			土粒子の密 度試験 (粘性土)	JIS A 1202			現場密度で管理する場合は省略することができ る。



茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均	・重要構造物以外で1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原	重要構造物以外で1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設1日につき1回コンクリートの種類ごとに行う。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1	重要構造物以外で1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	重要構造物以外で1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。

改 定

1 セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付け	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	重要構造物以外及び練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。(20m <sup>3</sup> 以上は、20m <sup>3</sup> 毎に1回追加)簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合)	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。	重要構造物以外及び練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。(20m <sup>3</sup> 以上は、20m <sup>3</sup> 毎に1回追加)簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設1日につき1回コンクリートの種類ごとに行う。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき3個(σ28-3本)とする。	重要構造物以外及び練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。(20m <sup>3</sup> 以上は、20m <sup>3</sup> 毎に1回追加)簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	重要構造物以外及び練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工種当りの総使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は種類ごとに1工種1回以上。(20m <sup>3</sup> 以上は、20m <sup>3</sup> 毎に1回追加)簡易な構造物で使用量の少ないコンクリートは生コンクリート工場の品質管理データにより判断してよい。

茨城県土木工事出来形及び品質の規格値の改定内容

現 行

橋面舗装工(歩道・路肩部)	施工	必須	敷き均し温度の測定				敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。	路肩舗装を車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。	
			コア採取による品質管理	舗装試験法便覧 舗装試験法別冊	締め固め度(歩道・路肩)	基準密度の90%以上	90%以上	1工事につき3個採取し試験する。 ※橋面舗装は、現場搬入合材から任意に3個採取し試験する。 (ただし密度試験は省略する。)	同上  (ただし密度試験はのぞく)  厚さ測定後のコアーを利用する。  測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内にあれば良い。
					アスファルト量	±0.5%以内	±0.5%以内		
(1) 密度試験 (2) アスファルト量抽出試験		橋面舗装で採取個数が1個及び2個の場合はX3で判定し、4個以上はX6で判定する。アスファルト量は実施配合のアスファルト量と、抽出したアスファルト量の差により判定する。							

改 定

1 2 舗装工(歩道・路肩部・橋面舗装)	施工	必須	敷き均し温度の測定				敷き均し時に運搬トラック1台ごとに測定する。	路肩舗装を車道と同時に施工する場合は、車道の品質管理によって良い。	
			コア採取による品質管理	舗装試験法便覧 舗装試験法別冊	締め固め度(歩道・路肩)	基準密度の90%以上	90%以上	1工事につき3個採取し試験する。 ※橋面舗装は、現場搬入合材から任意に3個採取し試験する。 (ただし密度試験は省略する。)	同上  (ただし密度試験はのぞく)  厚さ測定後のコアーを利用する。  測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3個(X6)追加し、これが合格判定値の範囲内にあれば良い。
					アスファルト量	±0.5%以内	±0.5%以内		
(1) 密度試験 (2) アスファルト量抽出試験		橋面舗装で採取個数が1個及び2個の場合はX3で判定し、4個以上はX6で判定する。アスファルト量は実施配合のアスファルト量と、抽出したアスファルト量の差により判定する。							
		現場透水試験	舗装試験法便覧	300ml/15s以上(個々の測定値)			1工事につき3個採取し試験する。	歩道用透水性混合物に限る。	

現行 33 排水性舗装工・透水性舗装工 → 改定 33 排水性舗装工・透水性舗装工(車道)